

その三

ゆと り 労働時間短縮への取り組み 豊かさの実現



RENGO Jul. 2018

ています。これは、まさに連合が主張していたことでした。生活の向上に還元されてきたが、今後は経済活動の過程においてより直接的に生活の質の向上が図られるようにすることが重要である」と述べ パクトを与えることになります。 連合は結成当初、「ゆとり、 豊かさ、社会的公正」というスローガンを掲げて運動を進めました。これは、1990年代のわが国の政策に大きなイン 1992年6月に政府が決定した「生活大国5か年計画」では、「これまでは、 経済成長の成果が結果として国民

働きすぎの日本人

欧米諸国からも「日本人は働きすぎ」 の実感を得ることはできませんでした。 を持って 恵に浴することができたのは株や土地 から指摘されるまでもなく、国内でも 「労働者の労働時間を短縮するべき」と 人たちは長時間労働で疲弊し、好景気 ルに沸いていました。しかし、この恩 こうした問題認識はありました。 いう圧力をかけられていました。海外 980年代後半、 いる一部の富裕層で、 日本経済はバブ 多くの

駆け出しの頃、この現代総研の月例研 のが正村公宏専修大学教授でした。私は、 あります。その事務局長をされていた 究会に参加して正村先生の薫陶を受け に「現代総合研究集団」(現代総研)が 連合結成に影響を与えた団体の一つ

> ということを力説しておられました。 豊かさを実感できる政策転換が必要だ 視し、日本はやがて高齢化社会を迎え さが個人に実感できていないことを問題 るのだから、それまでに国民がゆとり ました。正村先生は、経済全体の豊か

週40時間制に向けて

は1950年代から00年代にかけて は、 ました。ここで大急ぎで、労働時間短縮 時間を含む総実労働時間の短縮を求め 週休2日制が労働協約によって一般化 れが長く続いていました。欧米諸国で の法律の動きを振り返っておきましょう。 きるための最大の眼目として、法定労働 連合は、「ゆとり・豊かさ」を実感で

> 心に月 取り残されていました。 れが目標として意識され、 していきますが、日本はその流れから 1回

1週4時間制を採用しており、そ 947年に制定された労働基準法

けではありません。政令で当面46時間、 時間制から40時間制に一気に進んだわ 定められました。とは言うものの、 間は「40時間を超えてはならない」と 年に労基法改正が行われ、週の労働時 ました。こうした背景から、 期完全実施」という政策目標を樹立し 総実労働時間の実現と週休2日制の早 にして政府は「欧米先進国並みの年間 2日制が採用され始めましたが、まだ 一部大企業だけの実施に留まっていま 40時間制が示されました。日本でもこ した。1986年の東京サミットを前 小企業は48時間のままでした。 LO総会での勧告(116号)で、週 月2回、隔週などの週休 1962年の 大企業を中 1 9 8 7 48

でも今なお特例が残っています。常時 なったのは97年3月31日でした。それ 置が残りました。この猶予措置がなく 行されました。しかし、この時も一定 改正され、中小企業の猶予措置も93年 政令改正で、 ることに努力しました。1990年の 連合は、40時間制に向けた道筋をつけ れはそのままになっています。 では特別に週4時間とされており、 画・演劇業、 の規模、業種について4時間の猶予措 れました。 3月までの期限つきで46時間に短縮さ 10人未満の労働者を使用する商業、 ここからが連合の出番になります。 94 年 4 月 93年には労基法が再改正さ 保健衛生業、接客娯楽業 法定労働時間は44時間に 1日から週40時間制が施 映

休日に関する基準は「1週に1休日」 制も普及していきました。労基法では 休2日制は9・6%の実施率でした。 休1日制の企業は40・3%、 結成された1989年12月時点で、週 から広がっていったのです。ちなみに、 産業を中心とする労働組合がある職場 で世の中を動かしたのではなく、 となっています。週休2日制は、 たは1日半制の企業は5・6%、 ていた企業は52・4%でした。連合が 977年時点で、週休1日制を取っ 週40時間制の施行によって週休2日 16年1月時点では、週休1日ま 完全週 完全 民間 法律

> 大しています。 週休2日制の企業は49・0%にまで拡

実現を促しました。 を勧告し、公務員の完全週休2日制の や勤務を要しない日の振替制度の導入 た場合の4週6休制の実施方法の改定 併せて、行政機関の土曜閉庁が行われ 実現に向けての施策等について報告し、 人事院は国家公務員の完全週休2日制 していきました。 労働時間短縮は公務部門にも拡大 1988年8月4日

有給休暇取得促進への努力

は言う 以上出勤を要件とするものでした。 数は勤続年数に応じ20日まで増加すべ 際に、ILO52号条約を参考にして、 日本の労基法は、これを参考にしたと は1936年に採択されたものですが、 きこと」としました。ILO52号条約 「1年間継続勤務した労働者に対し 日本は、1947年の労基法制定の に比べて大きく立ち後れていました。 本の年次有給休暇制度は、欧米先進国 年次有給休暇(年休)の改善です。日 う一つ法改正が必要とされていたのは 6日の年休を与えること」「この休暇日 第2次大戦後、欧米では、年次有給 「ゆとり・豊かさ」を実感する上で、 し、かつ前年度の全労働日の8割 ものの、 休暇の一括付与部分を

> まっていました。 年休取得率は5割に満たない水準に留 り前になっています。ところが日本では 暇を2週間程度まとめてとるのが当た 実際、欧米では夏休みやクリスマス休 は一括付与すべきこと」となっています。 とすること、3労働週のうち2労働週 れました。この条約では、「休暇日数は 暇に関する条約(132号)」が採択さ かたちで、1970年に「年次有給休 休暇制度が改善され、それを反映す 6カ月継続勤務した者につき3労働週

が2年6カ月を超えた後には1年ごと 留まったままでした。連合の努力によっ 低迷で年休取得率は依然低いところに の計画的取得を促進することとしまし 日を超える年休については労使協定に 法改正では、年休最低付与日数を6日 きるようにしました。 カ月勤務時点で20日の年休日に到達で に年休日数が2日ずつ増加し、6年6 て1998年労基法改正で、継続勤務 た。しかしバブル崩壊後の長期の景気 より計画付与ができるようにして年休 から10日に増加させました。また、5 このような中で、1987年の労基

れから、この氷を溶かすのは私たちです て、労働時間短縮が進められてきました。 溶かすような努力の積み重ねによっ しかし、厚い氷はまだ残っています。こ このように、先人たちの厚い氷を